

『京丹後市中小企業緊急雇用調整助成金』

国の「雇用調整助成金」または「緊急雇用安定助成金」の交付を受けられた事業主の方に対し、市独自の助成金を交付します。

※「雇用調整助成金」：雇用保険に加入している従業員が対象

※「緊急雇用安定助成金」：雇用保険に加入していない従業員が対象（パート・アルバイト等）

制度の概要



1 交付対象者（すべてに該当する事業主の方）

- ・市内に事業所を有する中小企業者等

2 交付要件

- ・市内事業所等に勤務する従業員に対し、「雇用調整助成金」または「緊急雇用安定助成金」の支給決定を受けていること
- ・市税等の滞納が無いこと
- ・次の①、②のいずれかに該当すること
 - 〔①基準賃金額が国の日額上限額を超える
 - 〔②国の助成金の助成率が10/10未満

3 助成金額の算定

「基準賃金額（※）」から「国の1人日あたりの助成金額」を控除した額に、「月間休業等延日数」を乗じた額

※ 基準賃金額が国の上限額の5/4を超える場合は、同上限額の5/4に相当する額

（例）国の上限額が15,000円の場合(5/4) → 18,750円

$$\left(\text{基準賃金額(※)} - \text{国の1人日あたりの助成金額} \right) \times \text{月間休業等延日数}$$

4 対象休業期間

令和2年4月1日（金）～令和3年12月31日（金）※厚生労働省令の改正が前提

5 申請に必要な書類

- ① 交付申請書兼請求書 ※国の支給決定通知ごとで作成
- ② 国の助成金支給決定通知書（写し）
- ③ 国の助成金支給申請書（写し） ※金額に訂正がある場合、訂正後のものを提出
- ④ 国の助成金助成額算定書（写し） ※金額に訂正がある場合、訂正後のものを提出
- ⑤ 労使間の協定書（休業協定書）の写し
- ※⑥ 市内の事業所に勤務する従業員及び休業日数が分かる資料
※「月間休業延日数」に市外の従業員も含まれる場合のみ

6 申請期間

国の助成金「支給決定通知書」受理後、**速やかに**交付申請を行ってください。



申請先及び問い合わせ先

京丹後市役所 商工観光部商工振興課

〒629-3101

京丹後市網野町網野385-1（ら・ぽーと2階）

電話：0772-69-0440 FAX：0772-72-2030

E-mail：shokoshinko@city.kyotango.lg.jp